

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和8年1月22日（令和8年（行情）諮問第76号）

答申日：令和8年10月14日（令和8年度（行情）答申第655号）

事件名：「陸幕航第180号」及び当該業務に関して行政文書ファイル等につ
づられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年8月5日付け防官文第18475号及び同年10月20日付け同第23959号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に関するもの）

アないしウ （略）

（2）審査請求書2（原処分2に関するもの）

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ （略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 7 年 8 月 5 日付け防官文第 18475 号により、本件対象文書のうち、文書 1 の 1 枚目のみについて、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分（原処分 1）を行った後、同年 10 月 20 日付け防官文第 23959 号により、本件対象文書のうち、文書 1（1 枚目を除く。）及び文書 2 ないし文書 5 について、法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法 5 条該当性について

文書 5 中、1 枚目の一部については、自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分 2 においては、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 2 のとおり、本件対象文書の一部が同条 3 号及び 6 号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和 7 年 5 月 14 日付け情個審第 1755 号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法 19 条 1 項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 8 年 1 月 22 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 同年 2 月 1 7 日

審議

④ 同年 1 0 月 7 日

本件対象文書の見分及び審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件諮問において、諮問庁は原処分 1 に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書に係る開示請求書の「「陸幕航第 1 8 0 号」、及び当該業務に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】」との記載及び添付文書から、令和 6 年 8 月 1 6 日付け陸幕航第 1 8 0 号の通達（以下「本件通達」という。）及び本件通達に関連する文書の全ての開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は、作成・取得しておらず、保有もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 上記 (1) アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記 (1) イの保管状況及び上記 (1) ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号 1 の不開示部分について

別表の番号1に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊のメールアドレスが記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2の不開示部分について

別表の番号2に掲げる不開示部分には、自衛隊の編成に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分を公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「陸幕航第180号」、及び当該業務に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】

2 本件対象文書

文書1 米海兵隊MV-22豪州墜落事故に伴う航空安全確保について
(通達) (起案用紙を含む。)

文書2 米海兵隊MV-22豪州墜落事故に伴う航空安全確保について
(通達) (陸幕航第180号。令和6年8月16日)

文書3 メール (【報告】米海兵隊MV-22オーストラリア墜落事故に
関する米国の事故調査報告書対応について← 航空機課 安達1佐)

文書4 メール (安全確保通達について 池水2佐)

文書5 メール (【発簡】米海兵隊MV-22豪州墜落事故に伴う航空安
全確保について (通達))

別表

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 5	1 枚目のメールアドレス	自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示としました。
2		1 枚目の一部（メールアドレスを除く。）	